

都市計画案（都市計画法第17条）に対する意見書の要旨及び区の見解

・東京都市計画地区計画の決定（南千住一・荒川一丁目地区地区計画）

【実施概要】

実施内容	期 間	意見書の数
都市計画案の公告・縦覧 意見書の提出	令和3年11月15日～11月29日	1通

【意見書の要旨と区の見解】

意見書の要旨	区の見解
<p>【その他】</p> <p>自己所有地（50㎡未満）を含めた周辺の土地では、公道に接しておらず、売却もできないため、老朽化し、都市開発に悪影響を与える状況にあり、区内には、同様の地域が散在するのではないかと想像している。</p> <p>今回の都市計画変更には直接対応しないが、こうした物件を念頭において、区主導により公園や公共施設への転用などを検討いただきたい。</p>	<p>今回の都市計画変更は建築物の敷地面積の最低限度に関する内容です。</p> <p>区には、共同建て替えのためのコンサルタント派遣や不燃化特区による除却助成等を支援する制度がありますので、直接担当部署にご相談ください。</p>